

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成23年3月7日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	杉 浦 光 男	議員
7番	平 野 龍 司	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

8番 山 田 英 明 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副市長	平 野 隆 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
消防長	神 谷 清 貴 君	教育部長	竹 原 寿 美 雄 君
行政経営部次長	横 山 孝 三 君	行政経営部次長	大 林 栄 美 君
兼秘書政策課長		兼財政課長	
健康福祉部次長	加 藤 誠 君	健康福祉部次長	原 田 昇 君
兼高齢者福祉課長		兼医療健康課長	
経済建設部次長	鈴 木 重 利 君	経済建設部次長	加 藤 慎 君
兼都市計画課長		兼環境課長	

会計管理者 塚本邦広君 総務防災課長 神谷元弘君
兼出納室長
監査委員事務局長 福井康夫君

5. 議事日程

(1) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 32 号 固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について

(2) 議案質疑・委員会付託

議案第2号 平成 23 年度豊明市一般会計予算について

議案第3号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第5号 平成 23 年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第6号 平成 23 年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第7号 平成 23 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第8号 平成 23 年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第9号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第 10 号 平成 23 年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 12 号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 13 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

議案第 14 号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

議案第 15 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 16 号 豊明市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改
正について

議案第 17 号 豊明市道路占用料条例の一部改正について

議案第 18 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

議案第 19 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について

議案第 20 号 豊明市河川占用料条例の一部改正について

議案第 21 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減
少及び規約の変更について

議案第 22 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減
少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 23 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について

議案第 24 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につい

て

議案第 25 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第 26 号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第2号)について

議案第 27 号 平成 22 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議案第 28 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について

議案第 29 号 平成 22 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 30 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第 31 号 平成 22 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

月岡修一議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

去る3月2日、本会議終了後に委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第 32 号の追加提案がありましたので、本日の日程に組み入れることといたしました。

なお、議案第 32 号は人事案件でありますので、提案説明を行った後に質疑・委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第32号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.5 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

議案第32号 固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について提案理由を説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会の委員川上 裕氏は、昭和23年2月28日に辞職いたしましたので、下記の者を選任したいと思っております。

記として、住所、豊明市沓掛町宿167番地。氏名、近藤邦彦。生年月日、昭和46年1月9日生まれ。40歳。

この案を提出するのは、補欠の委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるからであります。

川上 裕さんは、一身上の都合により任期を8カ月余り残し辞職をされました。

後任の近藤邦彦氏は略歴にもありますように、信用が重要視されている測量設計事務所の代表を務めておられる方であります。

人格は高潔で公平無私な人柄でもございます。このたび、前任の任期を引き継がれ、委員をお願いするものであります。

議員全員のご同意をよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.7 ○2番(近藤郁子議員)

議案第 32 号 固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について、賛成の立場で市政クラブを代表して討論をいたします。

技術性、専門性が高い側面を有する固定資産の評価にあつて、納税者からの評価に対する信頼を確保することは重要なことであり、不服申し立てに際しては、より一層の専門性を独立した中立機関により審査決定が行われなくてはなりません。

その審査委員会の委員は人物的にも、その趣旨に沿った方であることが求められます。

近藤邦彦氏は、同じ町内在住ということもあり、よく存じておりますし、先ほどのご紹介にもありましたように、職業的にもその信頼は厚く、そして若い力で行動力もあり、まさに適任と考えます。

議員全員の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.9 ○6番(杉浦光男議員)

議案第 32 号を賛成の立場で討論をいたします。

本人については、私は師弟の関係でもありますが、実直で優秀、周りからの信頼が厚い。

それから、地域社会のことについて言いますと、消防第2分団の分団員として地域の安全にも貢献しております。また、町内会等の役員でも率先してやるなどして、周りからのやはり信頼も厚い。

そして、近藤測量設計事務所としては、ご本人は3代目に当たるわけですが、長きにわたって、要するに豊明市、もっと身近な宿を含めて、この測量設計事務所として地域に根差した活躍をしてみえた。

そういうことで、多くの人も知ってみえますし、これは本当に公平で周りの人にも信頼されているということは、この委員としては最も重要なことだというふうに思います。

そういう視点から、本当に適任者、市民の方から見て適任者で賛成といたします。

以上です。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.11 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 32 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.12 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程1を終わります。

日程2、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第2号から議案第 10 号まで及び議案第 12 号から議案第 31 号までの 29 議案を一括議題といたします。

今期定例会も、議案質疑については通告制を試行するとともに、案件ごとに通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は、挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おきを願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第2号の質疑に入りますが、本案は平成 23 年度の一般会計当初予算でありますので、歳出の1款から 14 款までを区分して行い、その後、歳入について行います。

最初に、1款 議会費から4款 衛生費までについては、質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.13 ○22番(前山美恵子議員)

では、一般会計の予算書の 135 ページ、3款 民生費、1項3目 19 節の社会福祉費の関係で、成年後見センター運営負担金について、まず、これは概要の 27 ページでも説明をいただきました。

成年後見センターの運営負担金であります。成年後見制度は、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の代理となって法律行為とかを行うものですが、センターに配置される人は、そのような資格を持っていらっしゃるような人が配置をされるのかどうかという点。

それから、本人が申し立てをするとき、これは広域でセンターを運営するということになっております。判断能力のないような人たちが、広域のセンターとなれば、まあ細やかなやりとりができるのかどうか、ちょっと心配をされますので、この点について大丈夫でしょうか。この点をお聞かせください。

それからもう一点、153 ページ、4款1項2目 19 節の任意予防接種費用助成金についてであります。

子宮頸がんワクチンの接種助成についてであります。新しい、これは待ち焦がれていた事業であります。ですから、対象者全員に受けていただきたいのが、私たちの希望であります。

ですから、これを親、それから中学生の認識不足によって接種されないという可能性もありますので、周知の方法について、これはどのようにされるのか。

それからあわせて、学校での教育の機会というのが大変重要になってまいりますので、学校の教育への働きかけといいますか、その点についてお聞かせをいただきたいということ、接種については親の同意が必要になってくるのかどうか、この点についてお聞かせください。

No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.15 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部よりお答えをいたします。

まず1点目、成年後見センターに関するご質問にお答えをいたします。

成年後見センターには、社会福祉士等の2名の専門員と1名の事務職員を配置する予定をいたしております。

市内で成年後見を必要とされる方がいる場合には、高齢者の場合には地域包括支援センターが、また、障がい者の場合には障がい者相談支援センターが、今回、設置をいたします成年後見センターへの橋渡し役を担うこととなります。

また、成年後見センターの職員も、積極的に圏域内の市町へ出向き、出張相談等を行うことになるかと思えます。

いずれにいたしましても、各市町の地域包括支援センターや障がい者相談支援センターの職員とタイアップをいたしまして、きめ細かな活動ができるよう連携をしてみたいと考えております。

続きまして、2点目の任意予防接種の子宮頸がんワクチン接種助成につきましてお答えをいたします。

子どもの性別を問わず、保護者向けに子宮頸がんやワクチン効果等の情報リーフレット

を中学校を通して配布をいたし、周知をいたしてまいります。

また、女子生徒向けには別に、子宮頸がんやワクチン効果等の情報パンフレットを、同じく中学校を通じ配布をし、周知をしてまいります。

性に関する教育につきましては、従来より市内小中学校や豊明高校では、性に関する指導を年齢に応じて実施をいたしております。

保健センターで平成 16 年度からモデル的に、また、平成 21 年度からは全校を対象に、命の尊重推進事業といたしまして、かけがえのない大切な自分を感じてもらえるように、出産の現場にいる助産婦の講話を中心に実施をしており、その中で大切な自分を自分で守る方法として、年齢に応じて指導を行っております。

実際の接種に際しましては、医師の診察、説明を受け、予防接種の効果や目的、副作用の可能性、また予防接種健康被害救済制度などを保護者にご理解をいただく必要がございますので、保護者の同意が必要となります。

以上、終わります。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.17 ○15番(山盛左千江議員)

23 年度豊明市一般会計予算の中で全体にかかわる分が多いですので、答弁におきましては、それぞれの所管のほうでご答弁をいただきますように、まずもってお願いをしておきます。

まず最初の質問、長期継続契約締結予定一覧表というものが、概要書の 8 ページにつけられております。

平成 22 年度の長期継続契約をされた事業は 19 ありまして、契約額は予算の 32.6%と、大変高い競争性が働きまして、1 億 3,000 万円を超える縮減効果を上げました。

そのことを受けて、昨年 9 月に一般質問におきまして、長期継続契約の拡充のお願いをしたわけですけれども、その質問の中で画一的な業務については今後も増やしていきたいと、そういった答弁がありました。

それをもとに 23 年度予算を見させていただいたところ、その長期継続契約の役務の提供のほうですね、リースではなく役務の提供のほうは、昨年が 17、今年は 1 ということで激減しておりました。

そのことは、どうしてこういうことになっているのか、答弁との整合性もありますので、ただしておきたいと思います。

それから、行政改革に関係するところです。

予算書でいうと 99 ページに、行政改革の委員の予算が上げられておりますけれども、行政改革のアクションプランの計画の中に上げられていた事業で、これが 23 年度に反映されたものは何か。あるいは逆に、反映されなかったものは何で、その理由はどうしたことなのか。

23 年度の行革のプランに上げられていたものは、施設の利用料の見直しとか延長保育、児童クラブの使用料の料金の見直し、国保の限度額の引き上げ、それから土曜日の合同保育、児童館においては正職から再任用に切りかえるというもの、それから休日診療所の運営協議会委員の減員、さらにひまわりバス、それから市街化拡大というようなものが上がっていたと思いますので、それぞれについて予算化されたもの、されなかったものの理由についてお願いいたします。

それから、負担金についてお伺いいたします。

この負担金も各課においてというか、款において、たくさんあるわけですが、まずは 1 款から 3 款の中の監査のところについて、今回は取り上げて質問をさせていただきます。

予算書のページでいうと、120、121 ページに監査委員の負担金が載せられております。監査事業の全国都市監査委員会等負担金という予算があるんですが、23 年度は 22 年度に比べて 3,000 円減額されております。

まずは、その「等負担金」の内訳について、積算の内容についてご説明ください。

それから、その中に含まれていると思われませんが、東海地区都市監査委員会、これについて平成 21 年度の決算状況は、収入の 53% が次年度に繰り越されるという状況でした。それから、愛知県都市監査委員会については、収入の中から 63% を次年度に繰り越すという会計処理というか、状況にございました。

昨年決算委員会において、これほど次年度に回すような状況でありながら、負担金の支払いというのは、この額は適正なのかという質問をさせていただいたわけですが、ほとんど同額に近い予算が 23 年度も計上されておりますので、その指摘はどのように反映されていったのか、お答えいただきたいと思います。

それから人件費について、これも全体的にあるわけですが、まずは秘書人事人件費、予算書のページ数でいうと 88、89 ページ、さらに一般会計の後ろのほうにあります。252 から 258、給与費明細書というのが予算書につけられておりますので、そういったところを全体的に質問させていただきます。

まず、秘書人事人件費の雇用保険掛金負担金が 46 万 2,000 円、昨年に比べて増加しておりますが、その理由。対象者がどのように変更されたのか、説明をお願いいたします。

それから、臨時職員の雇用見込み総数は、どのくらいと見込んで予算化をされているのでしょうか。

そのうち、雇用保険の対象となる方、すなわち正職員とかなり近い働き方をしている方だろうかというふうに思いますが、どのくらいの数になっているのか。

それから、管理職の手当ですが274万8,000円、前年に比べて増額しておりました。この理由はということなのかをお願いいたします。

それから再任用、すみません、通告書には6人と書きましたが、11人の誤りですので、お願いします。

再任用11人の配置予定部署及び職務の内容について説明をお願いいたします。

1年を超えて再任用をされる職員はいらっしゃいますでしょうか。もし、おられれば、その人数をお答えください。

以上です。

No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.19 ○副市長(平野 隆君)

それでは、長期継続契約の関係をご答弁申し上げます。

23年度では予定が1件ということで、本庁舎の関連を計上してございます。警備委託であります。これは人的警備で、昨年は機械警備、今年は人的警備についても長期でやるということなんです。

たまたま1件となりましたのは、各課に照会等々をした中で、総務防災課のほうの案件が1件上がってきたということにあります。

ただ、今後考えられる業務も多々あるかと思いますが、一つ例えば例に挙げれば、窓口案内については平成24年度から施行したいというふうに思っておりますし、あと、各施設ごとの、それぞれ施設清掃等が長期に考えられるわけですが、これについては設計仕様の変更が考えられるということがあって、画一的な業務となり得るかどうかを、各所管で検討をしていただいておりますので、そういった可能性、画一的でない場合も出てくるということで長期継続が、まだ勘案されていないという結果であります。

そしてあと、消防設備であるとか、電気工作物の保守などの業務も長期が考えられますが、たまたま、これらの業務については現在、従来から各課にまたがる業務ということで、一括した入札を行っております。

それを長期に切りかえるということも一つの方法ではありますけれども、今これで相当の節減効果を見込んでいるということが勘案できますので、今のところ、その消防設備等々の各施設で共通するものについての長期は今考えておりませんが、今後もこういった、先ほど言われました画一的な業務についての長期の考え方は変わっておりませんので、しっかり所管課のほうとも勘案して進めていくという姿勢は変わっておりません。

終わります。

No.20 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.21 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の2点目になります行政改革の関係のご質問に答えていきたいと思いません。

今回の行革の第2次アクションプランにおける23年度実施予定のうち、予算に反映されていないものは5件あります。

その内訳は、施設の使用料というのですか手数料の見直し、それから借地料の見直し、延長保育料、利用料の見直し、それから国保特会の繰出金の関係で、限度額の引き上げ等の見直しをかけているプランがあります。

しかし、このプランの中には今、市民の皆さんに負担を求めているというプランが、このように入っておりますので、現下の経済状況から考えますと、実施時期を適切に判断したいと思っておりますので、当初の予算の中には、こうしたプランが一部含まれていないものがあります。

それから、続いて今度は人件費の関係に移っていきます。

まず、人件費のうち1点目、雇用保険の負担金が増えた理由でありますけれども、これは雇用者の加入要件の変更と、それから変更によって対象者が増加したということと、それから雇用保険の保険率、負担率の変更の増加がありましたので、それによって新年度は46万円ほどの増加が見込まれます。

それから、2つ目の臨職の総数と、そのうちの雇用保険の対象者ですけれども、23年度の臨職さんの雇用見込みが約550名になっていきます。これは延べであります。そのうち、雇用保険の対象者は約370名を見込んでいます。

続いて、今度は管理職手当の増額の理由でありますけれども、管理職手当が増額された理由は、今年度まで市長等の給与の削減に伴いまして、管理職の職員についても、平成21年度と22年度の2年間、管理職手当を10%削減をしてきました。がしかし、この23年度には、この適用が廃止されますので、これによって増額をされていく分であります。

それから、続いて今度は再任用のご質問ですけれども、再任用の職員の配置先につきましては、職員の定期異動と一緒に適材適所に配属をしていきます。

それから、最後の1年を超えて任用をされる職員ですけれども、これはいます。3人ほどいます。

終わります。

No.22 ○議長(矢野清實議員)

福井監査委員事務局長。

No.23 ○監査委員事務局長(福井康夫君)

それでは、監査委員事務局の所管に対する項目についてお答えします。

監査事業の全国都市監査委員会等負担金8万円でございますが、その内訳であります
が、3つの会の年会費としまして、全国都市監査委員会2万6,000円、東海地区都市監査
委員会6,000円、愛知県都市監査委員会9,000円の合計4万1,000円と、研修参加負担
金としまして、社団法人日本経営協会主催による行政管理講座への研修参加負担金を始
め、各種事務研究会の合計としまして3万8,450円でございます。

2点目としまして、東海地区都市監査委員会及び愛知県都市監査委員会の次年度繰り
越しが、収入に対して53%、63%と多いので、負担金の見直しが必要ではとのことでござ
いですが、東海地区都市監査委員会及び愛知県都市監査委員会とも、負担金を下げる
見直しによりまして、今現在、繰越金削減に向けて調整を行っているわけでございます。

これで説明を終わります。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.25 ○15番(山盛左千江議員)

長期継続契約については、各課に照会したけれどもということでした。今、エレベーター
やエスカレーター、空調、消防、そういったものは一括で入札しているけれどもと言われま
したが、長期継続契約すれば事務の省力化等は確実に図れるわけですが、全くやらない
わけでもないけれども、今はやらないみたいな、よくわからない答弁だったわけですが、23
年度、まだこれからの契約ですので、こういった事業を洗い出して、仕様書の大きな変更
等がない部分については、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、そういったことが
間に合うかどうか、可能かどうかだけ答弁ください。

それから、行革はいいです。

負担金については、下げる調整中ということなんですよね。だから、予算書にはとりあえ
ず上がっているけれども、執行額に変更があるかもしれないというふうに理解してよろしか
ったでしょうか。それであれば、答弁は要りません。

それから、人件費についてですけれども、正職がどんどん減らされていっているんです
が、それが臨時職員、あるいは再任用によって、職員のマンパワーの不足部分が補完さ
れているかどうか。

それとも、職員の頑張りによってというのですか、努力によって、削減がそのまま人件費
コストにつながっていているのか、その辺の確認をしたかったので、臨時職員、再任用、
それから正職の人数削減の人数とか、人件費コストの部分についての説明をお願いいた
します。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.27 ○副市長(平野 隆君)

結果的に、23年度に長期を追加したとしても、ちょっと間に合いません。

といいますのは、おおむね役務の提供は3年をめどとしておりますけれども、3年間で幾らという業者との契約の中で、年度年度で決めていくということですから、その予算的なパ
ックアップがない中での、23年度に長期に切りかえていくというのは難しいと思います。

終わります。

No.28 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.29 ○行政経営部長(宮田恒治君)

人件費の関係ですけれども、来年度に向けて職員の数減っていきます。これは予算書の中で明記したとおりであります。

職員の数減りますが、再任用の数は来年度はプラスになっていきます。

それからまた、臨時職員ですけれども、前年度と比較いたしますと、予算上は減ります。これは前年度というか今年、国勢調査等の大きな調査がありましたし、それから緊急雇用の関係で臨職さんを増やしておりましたので、23年度については、22年度と比較すると若干減っていきますが、こうした職員が減っていく分は、こうした再任用制度、あるいは臨職さんの力をかりながら、市民サービスが低下をしないように、今後も事業を執行していきたいと考えております。

終わります。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

続いて、5款 労働費から8款 土木費までについても質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.31 ○22番(前山美恵子議員)

168 ページ、6款なんです、農業委員会の委員数の関係です。

後の議案第 16 号でも条例改正案が出てまいりますが、農業委員会の委員というのは、今回、今回というか昨年、農地法も改正をされまして、耕作の放棄地や、それから農地の無秩序な開発を監視する大事な役割を持っております。

委員数の削減について、まず、これは財政的な問題があって減らされるのか。

それから、定数削減になりますと、1人の委員の受け持ちのエリアが広がってくるなど、地域に支障が出てこないかと大変心配をされますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

No.32 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.33 ○経済建設部長(三治金行君)

農業委員会の委員定数につきましては、昭和 26 年から 60 年間におきまして、委員定数の見直しは行っていないというような状況がございます。

その間に、市街化区域や市街化調整区域の線引きなどがありまして、市内の農家数、農地面積、これらが減少しているところでございます。

また、近隣市町におきましても、農業委員会の委員定数の見直しが進んでいるというようなところもございます。

こういうような情勢の中におきまして、農業委員会で協議を重ねてまいりました。その中で定数の見直しを行うものでございます。

また、地域に支障が出ないかということでございますけれども、選出された委員によりまして、担当地域の地区割変更などを行いまして、支障はないと考えております。

終わります。

No.34 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、榊原杏子議員。

No.35 ○14番(榊原杏子議員)

23 年度の緊急雇用事業についてお伺いをしていきたいと思っております。

一覧表をいただいております。各事業で款が5つぐらいにまたがっているものですから、取りまとめをした部署のパートで、ここでお聞きをいたしますが、次年度の事業選定の基

準、方針等について、どのように各課にお知らせをし、募集を行ったのかについてご説明をいただきたいと思います。

それから、10件の事業のうちで6件は、昨年も同じものが上がってきた事業でありました。この引き続き行うものと、それから新しい4件については単年で終わるのか。それとも、ごめんなさい、一番下の質問とも一緒になりますけれども、単年で終わるものなのか、それ以降も続けていく、継続する予定のものなのかについて、説明をいただきたいと思います。

それから、昨年の事業で上がっていたものの中で、継続を前提とした事業と思われるものだったんだけど、次年度の予算には出てこないというものがあります。具体的に言うと、障がい者の就職面接会の実施であります。これについては、なぜ継続をされなかったのか、理由についてお聞かせください。

その次ですけれども、この事業、継続をされなかった事業については、もともとの要件といますか、ふるさと雇用再生特別対策事業のほうの申請を行ったものではなかったかと思いますが、その点についても教えてください。

といいますのは、これは雇用の継続性を前提とした事業に認められるものだったからであります。

次年度の24年度以降についてのことも、最初の質問とあわせてお答えください。

以上です。

No.36 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(三治金行君)

雇用についてでございますけれども、まず1つ目の事業選定の基準、方針ということでございます。

緊急雇用創出事業につきましては、地域の雇用・失業情勢の厳しい中で、離職した失業者等の一時的な雇用機会をつくり出すために、地域の実情や創意工夫によりまして、雇用の受け皿をつくり出す事業であります。

本市もこのような状況の中で、あわせて進めているところでございます。

愛知県補助金交付要綱に定める基準の要件に該当する事業を県のほうに申請をしているものでございます。

各課の取りまとめといたしましては、業務の簡素化、効率化、市民サービスと、こういうようなものにつながる事業、それから教育環境にかかわるサポート支援事業などがございます。

事業の要件といたしましては、市町村が企画をした新規かつ単年度であること、市町村

が実施する事業、もしくは民間への委託事業、それから事業費に占める新規雇用の失業者の person 費の割合が 50%以上あること、こういうようなものでございます。

次に、昨年から引き続いて行う事業、単年度で終わる事業ということでございますけれども、23 年度のうち 22 年度から引き継いで行う事業は 6 事業でございます。

既に、配付させていただいた資料で申しますと、学校の情報等サポート事業、保育園の通訳設置事業、定住外国人日本語教育推進事業、外国人コミュニティー醸成事業、社会人経験教員補助及び社会人経験特別支援員、休日におきます迷惑駐輪監視事業でございます。

これらの事業につきましては、単年度では完了することが難しい事業であるというふうにご考えておきまして、一定期間必要な事業と考えているところでございます。

また、23 年度単年度に完了し終わる事業ということでございますけれども、こちらのほうも資料の中で 4 事業でございます。

土地台帳デジタル化業務委託、ひまわりバス利用状況調査検証事業、道路施設台帳整備業務委託、特別支援教育支援事業でございます。

次に、継続を前提とした事業と思えるのということでございますけれども、障がい者の就職面接会実施事業につきましては、22 年度に事業を終わっておりまして、目的を達成いたしましたということで、計上はしてございません。

それから、ふるさと創生のほうの交付要件との関連ということでございますけれども、緊急雇用の創出事業につきましては、短期の雇用、就業機会を提供する事業であると。それから、ふるさと雇用再生事業につきましては、継続的な雇用機会を創出する事業ということで、民間企業、NPO 法人などに対しまして、委託事業として行うものとなっております。

それから、24 年度はどうなるのかということでございますけれども、緊急雇用の創出事業等につきましては、現時点では 21 年度から 3 年間で終了予定と、愛知県のほうから説明を受けているところでございます。

24 年度事業につきましては、まだ未定でございます。

終わります。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榊原杏子議員。

No.39 ○14番(榊原杏子議員)

今、説明のありましたふるさと雇用再生の継続性を前提とした委託事業で、障がい者の就職面接会の実施はやられたものではなかったのでしょうか、確認をしたいと思います。

それから今のところ、24 年度以降について継続はされない予定ということなんですけれ

ども、これまで一定期間必要と言われた6件のもの、それからもう1つぐらい、今後も続けて行ったほうがいいんじゃないかと、こちらが思うものはあるんですけども、必要を感じたら、それについては23年度中に手を打っていくということでよろしいでしょうか。お願いします。

No.40 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.41 ○経済建設部長(三治金行君)

先ほど、ご説明をしましてふるさと雇用再生事業につきましては、委託事業となっているということで、先ほど申しましたお話の中では、市が直接行う事業として行うものでありますので、それらについては、緊急雇用ということで進めているところでございます。

それから、24年度以降も必要だということでございますけれども、現時点では未定であるということでございます。

終わります。

No.42 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

続いて、9款 消防費から14款 予備費までについても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.43 ○22番(前山美恵子議員)

では、教育費の関係で211ページの10款 教育費、教育総務費のところでは教育振興事業、小中学校の英語指導業務が最上段にあります。そして、中段以下のところに、小中学校英語指導委託料というのがあります。

これの関係についてちょっとお聞かせをいただきたいということと、それから、今回から学習指導要領改定で、小学校5・6年生に必修となります英語指導なんですけれども、これは英語指導委託料のほうになるのでしょうか。これをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目が235ページで、概要の38ページにもありますが、青少年対策事業として放課後子ども教室運営業務について、これは双峰小学校のほうで、いわゆる名古屋市でいいますとワイライトスクールと言われるものですが、これに当たる指導員の人は、資格を保有していらっしゃる方かどうか。

それから、双峰小学校では、児童福祉課のほうから児童クラブが有料でされております。これと、今のこの放課後子ども教室とをどう区別するかということなんですけれども、他市では児童クラブのほうが有料なものですから、多分、ほかのところでもトワイライトスクールはほとんど無料ということで、本来なら留守家庭は、児童クラブで受けられるのが筋ではありますが、無料のところの流れっていくという傾向が他市では見られました。

ですから、これについて豊明市では、そういうことが起こり得るのではないかというふうで、今回質問をしましたが、その点についてどう区別をするのか、お聞かせをいただきたいと思います。

No.44 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.45 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、まずご質問の1点目、教育振興費の関係で英語指導業務と、それから委託料の関係でございます。

これにつきましては、教育振興事業に計上されました小中学校英語指導業務と、それからもう一つ、小中学校英語指導委託料は、ともに児童生徒に対して英語教育を行うための予算で、事業内容については同様のものです。

ただし、上段のほうにあります小中学校の英語指導業務のほうは、賃金として支出します。優秀な人材を確保するため、臨時職員としてALT指導員を直接雇用するものであります。

また、小中学校英語指導委託のほうは、直接雇用では対応が難しい指導員数の人的確保や、けが、病気等の不測の事態に備えての対応のために業務委託を行うものであります。それから、同じ質問の中の小学校の関係であります。直接雇用せず臨時職員については、3つの小学校をお願いしたいというふうで今、計画をしております。

それで、委託のほうは6小学校と3中学校を担当していただくように現在、計画中でございます。

それから、質問が変わりまして2つ目ですが、放課後子ども教室の運営に係る業務に当たる指導員の関係、資格保有者かどうかということですが、コーディネーター1名と運営スタッフ1名の計2名で運営をさせていただこうと思っております。

コーディネーターは、教師または保育士の有資格者になりたいと思っております。

運営スタッフのほうの方は、無資格者でいきたいというふうで思っています。

それから2点目、児童クラブと放課後子ども教室とどう区別していくのかということでございます。

この両者は、共通する点がいくつかありますが、もともと設立の目的が根本から異なって

いるため、大きな違いもあります。

具体的に申し上げますと、児童クラブは共働き家庭や母子家庭の子どもたちを預かって保育し、親が安心して働くことができる環境を整備する。

それから、放課後子ども教室のほうは、子どもたちに遊び場を提供し、子どもたちの自主性、創造性、社会性などをはぐくみ、生きる力を養うものであります。

具体的には、対象になる児童は、児童クラブは昼間不在等で保護者が保護できない児童で、1年生から3年生に限られますが、放課後子ども教室のほうは、小学校に在籍する1年生から6年生までのすべての児童が対象になります。

それから、ご質問にありました児童クラブのほうは有料であります。放課後子ども教室のほうは無料で行っていきたくております。

それから、最後におっしゃられた放課後子ども教室のほうに流れていかないかというお話ですが、今回、ここの双峰小で行います放課後子ども教室については、試行という形でやらせていただきます。

今、いただいたご心配も含めて、今後、状況を見ながら、よりよい運営の方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上、終わります。

No.46 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.47 ○22番(前山美恵子議員)

英語指導のほうなんです。直接雇用については3小学校で、後の学校については業務委託ということなんです。教育委員会の委員さんも、委員会のところで直接雇用については大変いいというか、直接、子どもに英語の指導をするのには、英語で指導をするものですから、担任とALTの人と一緒にやって授業をするからわかりやすいという、これが大変評判なんですけれども、業務委託になりますと、これは担任が日本語で入って、ALTの人と先生と一緒にやるということは、偽装請負の関係上で、そういうことはちょっと難しいことをお聞きをしているのですけれども、この点について、子どもの立場から考えれば、英語の授業を大変わかりやすく習得できるようにしなければならないと思うんですけれども、そういう難点があるということについて、解決策があるのでしょうか。

それから、放課後子ども教室については、日進市でもかなり前からやっておりますが、私も状況を調べたんですけれども、初めのうちは子どもさんが、それこそ部屋いっぱい、もう芋の子を洗うぐらい入って、これを受けられる児童が多かったんですけれども、最近では、これにあきて、ほとんど、ほとんどというか、余り来る子どもがいなくなってしまったという状況があります。

そういう点は、まあ調査をされていらっしゃるのでしょうか。

それから、有効な事業運営をしていくためには、そういう子どもの対策といいますか、どのようなことがされているのかどうか。まあテスト期間ということなんですけれども、そういうようなことも模索をしていかれるのかどうかということ。

それから、どこでも有料の児童クラブについては、お母さんたちも少しでも安いところをというふうに思って、どうせ預かってもらえるのなら無料のところという流れが、どこにもあると聞いておりますが、この点については制度が違うからというふうなんですけれども、制度が違うからというのは、親御さんはそうは思わないものですから、何らかの対策をきちっと考えていただけるのかどうか、お願いします。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.49 ○教育部長(竹原寿美雄君)

1点目の再質問の関係で、小学校の英語指導業務のほうの偽装請負というようなお話が出ましたが、これについては抵触しないようにやっていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、放課後子ども教室について、他市、近隣の例で、一方のほうに流れてしまっている状況があることについてということではありますが、その点については把握を現在しておりませんが、こういう施策につきましては、地域地域の特性があるというふうに思っております。

ですから今回、23年度から初めて試行をさせていただきますので、その中でよりよい方法をとっていききたいと、よりよい方法でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.50 ○議長(矢野清實議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

続いて、歳入についても質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、榊原杏子議員。

No.51 ○14番(榊原杏子議員)

予算書では 32、33 ページになりますけれども、地方特例交付金1億 1,000 万円については、前年から 2,000 万円減額になっております。

この理由について、制度の変更みたいなものがあるのか、そうではなくて、額が減る見込みということなのか、ご説明いただきたいと思います。

それからもう一点、46、47 ページになりますけれども、一番上のセーフティネット支援対策等事業費補助金、これが前年は 1,500 万円余であったものが、186 万円余になっております。

これについては、どういう事業について認められる補助金であるのか。

それから今年度中に、組み替え等があるようですけれども、どこに、どのように移るのかということを含めて、説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

No.52 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.53 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の地方特例交付金の減額の理由ですけれども、これは今年度の実績を勘案して1億 1,000 万円と計上をいたしました。

この特例交付金につきましては、今年度から既に、この特例交付金の中に含まれていました一部の交付金が、今年度からもう廃止をされたことによって減額をいたしました。

終わります。

No.54 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.55 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部よりセーフティネット支援対策事業費補助金の関係でお答えをいたします。

この補助金は、生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対し、自立、就労に向けた支援サービスを行うための補助金でございます。

23 年度に減額となった額は、約 1,350 万円ほどで大幅な減額となっております。

主な要因は2点ございます。

まず1点目が、補助金のうち、住宅手当の緊急特別措置に係る分と就労支援員の賃金に係る分、合計約 900 万円ほどでございますが、これが国の補助から県の補助へ移行をしたためでございます。

また2点目が、22 年度に、生活保護システムの改修などで電算関係委託料約 450 万円ほどの支出がございましたので、総額で 23 年度は、1,350 万円ほどの減額となったもので

ございます。

終わります。

No.56 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榊原杏子議員。

No.57 ○14番(榊原杏子議員)

地方特例交付金については、廃止となったものが何であるのかお答えください。

それから、セーフティネットのほうですけれども、これは確認をさせていただきますけれども、事業が狭まった、あるいは補助金が切られたわけではなくて、国からそのまま県へ行って、昨年並みの事業が担保されているということによろしいでしょうか、お願いします。

No.58 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.59 ○行政経営部長(宮田恒治君)

特例交付金のうち廃止になった制度といいますのは、これは特別交付金と言われるもので、国の減税施策に対して地方税に対しても負担をしていただいた分ですけれども、これが廃止をされたものであります。

終わります。

No.60 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.61 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員が申されましたとおり、国の補助金から県の補助金へ移行したものでございますが、その中で一部、住宅手当につきましては、実績に基づきまして内容を精査いたしまして、若干の予算減となっております。

終わります。

No.62 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.63 ○15番(山盛左千江議員)

一般会計の歳入の市民税についてお伺いいたします。

23年度の予算書を見ますと、法人市民税の予算額が4億165万円余で、前年と比較すると8,000万円ほど伸びております。

個人市民税のほうの予算は40億150万円余で、1億8,700万円ほどの落ち込みが見込まれております。

市民税の総額としましては、前年度と比較し1億500万円の減ということになっていますが、そこで個人市民税の減額は、どのような要因からこうした試算をされたのか、お答えください。

できれば高齢化によるもの、あるいは雇用の減というか、収入減というか、それぞれにもし、つかんでいらっしゃいましたら、そのようにお答えをいただくとありがたいです。

今後の傾向もお聞きするわけですが、これは特に、まあ景気の部分は読めないと思いますが、高齢化によるものの今後の見込み減は、どのようにとらえていらっしゃるのか、お願いいたします。

No.64 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.65 ○副市長(平野 隆君)

個人市民税の減額の要因と、その積算云々ということですが、これについては景気動向の報道では、21年が景気の底、それから22年は、まだ足踏み状態ないしは踊り場状態という報道がされたところでありますが、22年10月以降、国の景気対策、それから第四四半期の下落傾向も報道される中で、総体的には約1億円の減額と見込んだということになります。

この1億円の減額といいますのは、個人市民税は、22年度当初では41億8,800万円ほどで、これを3月補正で約8,000万円の減額、トータルでは41億800万円ほどの決算見込みになるだろうという予測の中で、平成23年度予算を見ますと40億円ということで、約1億700万円ほどの減額ということで、1億円ほどの減額を見込んだと。

これは過大、過小等々もいけませんので、トータルでは、こういった傾向を報道関係を見ながら、1億円強の減額を見込んだということでありまして。

それから、今後の傾向ということでもありますけれども、これは雇用情勢が回復しないことのマイナス要因、あるいは雇用者の賃金の若干の上向き等々の報道のプラス要因等がありますけれども、大変難しい判断になりますが、今後は景気が少しずつ回復する中で、個人市民税も増収していくのではないかというふうには考えております。

それから、高齢化に特化した、雇用化に特化したというのは、ちょっと個々に積算、分析はしてございません。

よろしく申し上げます。

No.66 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.67 ○15番(山盛左千江議員)

雇用の状況だとか景気については、そのほうがもっと読めないと思うんですけども、納税義務者数が、予算書によりますと、前年度と比べて1,300人減るというふうに書いてあるものですから、この1,300人というのは、高齢化によるものなのか、そうでないのか、この辺の人数はつかめるのではないかと思うものですから、景気ではなく、高齢化による部分についての人数や額についての試算は必要かと思いますが、再度、答弁をお願いいたします。

No.68 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.69 ○副市長(平野 隆君)

納税義務者数等については当然、課税状況、諸制度を勘案しての把握になりますので、その中で高齢化という部分も加味はされているということ、あえて言えば申し上げたいと思います。

終わります。

No.70 ○議長(矢野清實議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時4分休憩

午前11時14分再開

No.71 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第3号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.72 ○22番(前山美恵子議員)

議案第3号の国民健康保険特別会計について、276、277 ページであります。

一般被保険者国保税は前年と同額を見込んでおります。ここのところ賃金低下とか、それから不況を見込んで同額とされたのか。

後で出てまいります3月補正でも大幅な減額補正がされておりますけれども、今後、補正で減額になる可能性があるのではないかと思うんですけれども、その点についてどうでしょうか。

それから、国保税を算出するために調定率は今回、どれぐらいで見込んでされたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、283 ページになりますが、第5款の県支出金であります。

県補助金は、過去には2,400万円、これは平成9年度ぐらいですので、鈴木県政のときでありましたけれども、これが神田県政になってからですが、もう補助金はどんどん下がってきております。毎年減額はされておりますが、増額はされたためしがないという過去の経緯があるものですから、今回、240万円の予算を立てられたのは、なぜなのでしょう。

それから次、3点目です。

281 ページの国の財政調整交付金であります。これは何パーセント来ると見込まれたのか、その点についてお聞かせください。

No.73 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.74 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは3点ほど、ご質問がありますので、順次、お答えさせていただきます。

まず最初に、国保税の算出についてでございますけれども、一般被保険者の国民健康保険税額につきましては、前年に比較して現年分で約900万円ほど減額になっております。

これはご質問のとおり、不況による所得の減少によるものでございます。

税額の減少幅はもっと大きくなると見込んでおりましたけれども、被保険者数が増加しましたので、約900万円程度の減額でおさまっているのが実情でございます。

23年度の税額につきましては、23年度の市県民税等の課税状況により決定されますの

で、その状況を見ないとわかりませんが、課税状況によっては減額になる可能性もあると思われます。

収納率につきましては、滞納額等の増加はありますけれども、21年度の実績で89%の実績を見込んでおります。

それから、2番目の県支出金、県補助金につきましてはですが、この県支出金につきましては保険事業費補助金で、県の補助事業である福祉医療費の補助によって、医療費が余分にかかることについての補助金でございます。

議員のご指摘のとおり、交付額は毎年減額されておまして、福祉医療費の県補助金の補助裏である医療費は年々増えておりますが、県はその医療費に調整率を掛けて交付額を決めるために、医療費が増額しても補助金は減っているのが実情であります。

今年度につきましても、県への補助要望等につきましては、行っていきたいと考えております。その中で、何とか増額を要望しまして、期待を込めまして前年同額を計上いたしました。

それから、国の財政調整交付金のパーセントでございますけれども、財政調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金からなっております。

普通調整交付金は、全国統一的に算定された額と市町村の療養給付費とを比較して、不足する額を補てんする交付金でございます。

特別調整交付金は、その市町村独自の事情について算定をして交付される交付金ですが、国は調整率を掛けて交付額を決めるために、推計がなかなか難しいとされております。

現在、普通調整交付金は100分の7、特別調整交付金は100分の2、合計100分の9と言われておりますけれども、実際にはこれだけが入ってきていないのが現状と思われま

す。

以上で回答を終わります。

No.75 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号から議案第8号までの5議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第9号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.76 ○22番(前山美恵子議員)

では、議案第9号の介護保険特別会計について質問をいたします。

460 ページで、歳出全般について、ここに記載をされておりますが、保険給付費について、これは約 28 億円の見込みであります。

介護保険は3年に1回ずつ事業計画を立てていくわけですが、最後の3年目に当たるといことで、この計画が3年、4年前につくられたときは、3年前は 29.7 億円、約 30 億円の計画でありました。これが 28 億円というのは、その要因が何であるかということについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、地域支援事業についても減額がされております。この要因について。

それから、基金積み立て計画は0ですけれども、現在のところの基金の累計についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから2点目の、介護保険についての概要の 28 ページですが、権利擁護事業の認知症対策として、認知症予防事業としてのデイサービス事業の説明で、デイサービス事業を展開しますというふうに記載をされております。

この点について、認知症の関係は今回、前進をするというふうに前々からお聞きしておりましたが、この事業についての内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、認知症対策について、国が来年度は強化対策として挙げておりますが、国の方針としては、その点、地域包括支援センターに認知症コーディネーターを配置するなどとしております。

この認知症対策の強化について、国からの予算措置というのが、きちりと保障をされているのかどうか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

No.77 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

加藤健康福祉部次長。

No.78 ○健康福祉部次長(加藤 誠君)

それでは、2点のご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず1点目、保険給付費について、約 28 億円の見込みだが、第4期計画では 29.7 億円だったと。減額になっているが、その要因は、ということでございますけれども、介護保険事業全体の約 93%を占めます保険給付費は、今年度予算では昨年度よりも 4,196 万 2,000 円増の 27 億 8,929 万 3,000 円でございます。

第4期の 23 年度見込みでは、29 億 7,294 万 4,000 円であります。

平成 20 年に作成をいたしました、この第4期計画との差の要因といたしましては、認定者のずれといたしまして、介護認定者が第4期計画では 2,240 人、平成 23 年度当初計画

では 1,844 人、全体で 396 人少ないものでございます。

このことで、在宅サービス分のずれといたしまして約 8,500 万円、それから施設サービス分のずれとして約 6,000 万円などが、主な減額の要因でございます。

続いて、地域支援事業についての減額の要因は、ということでございますけれども、これは当初予算の説明会でもお話をいたしました、昨年8月の介護保険法の一部改正により、生活機能評価の義務づけがなくなったことによりまして、生活機能評価審査委託料 871 万 5,000 円、それから特定高齢者実態把握事業委託料 370 万円ほどが、減額の要因でございます。

続いて、基金積み立て計画は0だが、基金累積は、ということでございますけれども、基金積立金は当初、1,000 円の頭出しでございます。

平成 22 年度末での基金累積は、この3月議会で補正をお願いしておりますけれども、この額が 2,017 万 2,000 円でございます。これを加えまして、3億 9,704 万 2,945 円でございます。

続いて、2問目でございます。

権利擁護事業の認知症予防事業としてのデイサービス事業の説明を求めるということでございますけれども、これは平成 23 年度の重点施策の概要書で、高齢者福祉課としての重点施策に権利擁護事業を挙げておりますが、この文中の認知症デイサービス事業につきましては、この権利擁護事業の説明のために記載をいたしましたものでございます。

この内容につきましては、第2次予防事業対象者施行事業として、今年度から新たに始めようとするものでございます。

認知症デイサービス事業は、(仮称)大人の学校というネーミングをつけておりますけれども、を指すものでございます。

一般高齢者の認知症予防として、15 名程度の規模で月2回、できれば市内2会場で実施をしていきたいというふうに思っております。

最後でございます。国が認知症対策の強化を挙げており、地域包括支援センターに認知症コーディネーターの配置などをしているが、国からの予算措置ということでございますけれども、認知症コーディネーターの配置に係る国からの予算措置につきましては、昨年 11 月に出されました社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見に、必要に応じて地域包括支援センター等に専門的な知識を有するコーディネーターを配置し、認知症サポート員等々と連携を図りつつ、医療と介護の切れ目のない支援体制を構築していくことについて検討すべきであるとしております。

現状では、予算は期待できないものであると思っております。

なお、県でございますけれども、昨年4月に愛知介護予防支援センターを、大府市にありますあいち健康プラザに立ち上げをいたしました。

認知症を含め、介護予防体制の専門機関として人材育成や市町村等への技術支援、普及啓発活動を総合的に実施していこうとするものであります。

以上です。

No.79 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第12号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

榊原杏子議員。

No.80 ○14番(榊原杏子議員)

議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

新たに育児休業を取得できるようになる人について伺います。

これは、どのような立場、身分の人でしょうか。

それから、豊明市の職員の中で対象となる可能性のある人の人数、それから、どのような職種で働いていらっしゃる方々でしょうか。

それから、新たに対象となる方について、制度を利用するように周知を図るかどうかについて、お聞かせください。

それから、来年度中に取得が見込まれるかどうか。見込まれるのでありましたら、何名程度見込まれるのか。

来年中、それから今後ということですがけれども、取得があった場合には、この職員の補充についてはどのように行うつもりか、お聞かせいただきたいと思います。

お願いします。

No.81 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.82 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、育児休業に関する質問をいただきましたので、順次、お答えをしていきたいと思っております。

まず、取得できる対象者なんですけれども、これは臨時的任用職員、いわゆる臨職さんと言われる方と、それから育児短時間勤務等の代替職員、この方は除いていきますので、該当するのは一般職の非常勤職員で、さらに条件がありまして、引き続き1年以上在職していること、それから子どもの1歳の誕生日以降も引き続き在職することが見込まれると

いった、このような条件がつけられる職員になっていきます。

それから、人数ですとか職種の例示という質問ですけれども、市の中では制度的には再任用の短時間勤務職員が該当しますが、実際に、この育児休業に該当する職員はいないのではないかと考えております。

それから、対象者に対する制度の周知ですけれども、現実には該当者がいませんので、その必要はないと考えております。

それから、2点目の質問ですけれども、取得が見込まれるのは何名か。それから、補充の場合、どうするのかということですが、この2つの質問についても、現在では該当者はいないと考えておりますので、こうした考えは持っておりません。

終わります。

No.83 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榊原杏子議員。

No.84 ○14番(榊原杏子議員)

いわゆる臨職さん、臨時的任用の職員に関しましては、引き続き何年か働いていただいている方が多いわけなんですけれども、そういう人たちに今回、法改正に伴って育児休業を適用していこうということについては、検討をされましたでしょうか。

されていないということならば、こういう人たちで妊娠する方がいらっしやったら、やめていけばいいというお考えなのでしょうか、お願いします。

No.85 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.86 ○行政経営部長(宮田恒治君)

臨職さんを対象としないのは、これは育児休業法で対象外とされていますので、そういった臨職さんについては、今回の条例の中には含まれないと考えています。

終わります。

No.87 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号から議案第22号までの10議案については通告がありませんの

で、質疑を終わります。

続いて、議案第23号については質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、榊原杏子議員。

No.88 ○14番(榊原杏子議員)

27 ページの下の欄の一番上ですけれども、一般管理人件費の振替があります。一般財源から国・県支出金に振りかえられておりますけれども、この内容についてご説明ください。

歳入については、どこに含まれているものかについても、示していただきたいと思えます。

それからもう一点、33 ページになりますけれども、上のほうにあります公的個人認証機器購入費については、これは使い残した予算ではなくて、全額を減しております。未執行の理由について、ご説明いただきたいと思えます。

お願いします。

No.89 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.90 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず1点目の人件費の振替の件でありますけれども、この財源振替は国勢調査に係る職員の人件費、特に超過勤務手当に関する部分であります。この手当に対しまして財源振替を行っていきます。

この理由は、県から国勢調査の交付金 100 万円の追加がありました。これは、補正予算書の 21 ページを見ていただきたいと思えますが、統計調査委託金に国勢調査費 100 万円の増加をかけておりますので、この分、県から委託金の追加がありました。

それからまた、当初に見込んでおりました国勢調査の経費について、約 249 万円の不用額が生じてきましたので、この 100 万円の追加と不用額の 249 万円を足して、349 万円を職員の人件費に充当するため、振りかえを行ったものであります。

終わります。

No.91 ○議長(矢野清實議員)

平野副市長。

No.92 ○副市長(平野 隆君)

公的個人認証機器購入費 92 万 1,000 円の全額減の理由であります。

これは、全国の都道府県で組織をしております公的個人認証サービス都道府県協議会において、本来であれば開発がされて購入ということになりますけれども、その協議会においての仕様の決定が遅れたことにより、機器の購入ができなかったということでございます。

ちなみに、23 年度に改めて購入費を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

No.93 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.94 ○15番(山盛左千江議員)

同じく一般会計補正予算、ページ数でいうと7ページの一番上のところに継続費の補正が上がっています。表になっているところですがけれども、この部分について質問いたします。

継続費の補正について、文化会館の音響関係のものなんですけれども、この大規模なというか、高額な補正減の理由について説明をしてください。

当初予算と比較すると、減額率が 67%ということだったので、入札方法を含め、どういった理由なのか、お願いします。

また、起債が 22 年度は 1,550 万円でしたか、予定をされておりましたが、これについても全額起債をしないという方向を示されておりますが、その理由についてもお願いいたします。

No.95 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.96 ○教育部長(竹原寿美雄君)

継続費の補正で、文化会館の維持管理事業の1つ目のご質問についてお答えをいたします。

この補正をさせていただきました状況は、当事業について入札を行いました結果、5,103 万 9,450 円という契約金額になりました。

この結果により、契約金額の 29%を、平成 22 年度に支払いの限度額とするという入札条件の特記事項としていることにより、平成 22 年度支払い分は 1,480 万 2,000 円となり、平成 23 年度につきましては、変更分を考慮して 3,819 万 8,000 円という結果になりました。

ということで、それぞれ 22、23 年度に補正減をさせていただきます。

なお、ご質問の中にありました入札の方式は、事後審査型一般競争入札で行いました。以上で終わります。

No.97 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.98 ○行政経営部長(宮田恒治君)

2点目の起債の全額の減でありますけれども、これは入札によって事業総額が減額されてきました。少なくなってきましたので、これにあわせて借金もなるべくしないという考えから、22 年度分はすべて減額をいたしました。

終わります。

No.99 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

続いて、三浦桂司議員。

No.100 ○3番(三浦桂司議員)

一般会計補正予算書(第5号)です。

68、69 ページの 10 款4項 文化会館費の音響設備工事費 822 万 3,000 円の減額となっていますけれども、この事業というのは2年間にまたがる事業で、当初の総予算工事費では 7,890 万円が、補正後は 5,300 万円まで大幅に下がっている要因を、我々市政クラブでは、この予算書を見て数字を比較するだけではなくて、文化会館に直接出向いたり、現場を見たり、また音響業者の方に直接尋ねたりして調査研究を重ねまして、ここまで金額が下がっているのは、物が担保されているのかという点と、ダンピングとか、工事の安全性がしっかり図られる担保があるのかという点。

同じく補正予算書の 70、71 ページの 10 款5項 学校給食費、賄材料費ですけれども約 956 万円の減、配送委託料が 136 万 7,000 円の減、光熱水費が 350 万円の減と、かなりの金額の減となっています。

インフルエンザの影響等々があるかもしれませんが、学級閉鎖で給食費がどの程度影響したのかをお聞きしたいと思います。

No.101 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.102 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、文化会館音響設備改修工事費に係ります下がった要因及び工事の安全性についてということで、1点目の減額となりました理由は、競争原理が働いたものというふうに理解をしております。

それから、2点目につきまして工事の安全性の件でございますが、この入札金額につきましては、最低制限価格を上回っておりますので、安全性は確保されているものと考えております。

続きまして、次に学校給食センター活動事業費のほうの補正についてであります。1点目は、賄材料費 956 万 1,000 円の補正減の理由であります。これは運動会や体育大会、遠足、学習発表会、卒業式などの学校行事による給食の欠食数を、年度末まで予測し、精査したことによる減額でございます。

それから、2点目の給食配送委託料の 136 万 7,000 円の減は、入札残によるものでございます。

失礼しました。1番目の賄材料費のところ、インフルエンザでの欠食数というご質問がございました。これは今回、この補正に上げさせていただいた時期と、このインフルエンザの発生時期とは違います。インフルエンザのほうで、欠食が判明というのか、欠食が出てきたのは1月になってからですので、今回の補正については、インフルエンザの学級閉鎖による欠食は考慮がされておりません。失礼しました。

それから最後、3番目、光熱水費 350 万円の減額であります。これは作業内容の改善による削減効果であります。

具体的には、光熱水費の減額はガス料金の削減が主な要因であります。給食の調理作業におきまして、時間当たりの最大ガス使用量を抑制することにより、安価な基本料金及びガス使用量単価の契約が締結できることとなります。

これは、時間最大ガス使用量をできるだけ少なく抑制するために、調理作業が同一時間内に集中するのを避け、調理時間をずらすことにより安価な契約ができ、その結果、経費の削減に結びついたというふうに考えております。

終わります。

No.103 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、三浦桂司議員の質疑を終わります。

以上で議案第 23 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 24 号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.104 ○22番(前山美恵子議員)

国民健康保険特別会計補正予算について、4ページになりますが、国民健康保険税の額が1億5,000万円減額補正をされております。この原因として、どういうふうに見ていらっしゃるのか。

21年度の決算でも17億7,000万円ありますので、この減額の理由。

それから2点目として、7ページの保険基盤安定繰入金、もうこれは決定をされていると思いますが、県からの4分の3の繰り入れが確実にされているのかどうか、お聞かせください。

No.105 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.106 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、2点ほど補正予算についての質問がありますので、お答えをさせていただきます。

まず最初に、国保税の1億5,000円の減額、まあこの原因ですけれども、長引く経済不況等により、失業者が国保に流入しております。そのために、昨年比べて一般被保険者国民健康保険税の調定額が、1億6,000万円近く減少しております。

これは所得の減少が影響していると考えております。これによりまして、一般被保険者の国保税を約1億5,000万円減額とさせていただきました。

それから、2番目の保険基盤安定繰入金、保険税繰入金と保険者支援金がありますけれども、これは県から4分の3が繰り入れられているかということですが、これは保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分については4分の3を県から、保険者支援金については2分の1を国からと、4分の1が県から全額交付をされております。

以上で答弁を終わります。

No.107 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 24 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 25 号から議案第 31 号までの7議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 29 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審査のため、明3月8日から3月 16 日までの9日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.108 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月8日から3月 16 日までの9日間を休会とすることに決しました。

3月 17 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時48分散会

